

守秘契約書

**** 株式会社(以下「甲」という)と、株式会社生体分子計測研究所(以下「乙」という)は、甲が乙に対して委託する試験(以下「本試験」という)に先立ち、本試験に関わる秘密情報の取り扱いに関し、以下のとおり契約(以下「本契約」という)を締結する。

第1条

乙は、本試験に関し、本試験に係わる打合せ事項、甲から提供を受けた試験遂行に必要な技術情報および試験物質、本試験等により知り得た情報の秘密を厳守し、甲の書面による事前の同意なく第三者に開示もしくは漏洩したり、または本試験の目的以外に使用してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものはこの限りではない。

- 1) 甲から開示を受けた際、既に乙が所有していたことを立証しうるもの。
- 2) 甲から開示を受けた際、既に公知または公用であったもの。
- 3) 甲から開示を受けた後、乙の責によらないで公知または公用となったもの。
- 4) 乙が権利を有する第三者から合法的にかつ秘密保持義務を負うことなく入手したもの。

第2条

乙は、本試験の終了後、またはそれ以前においても甲の指示を受けた場合、速やかに返還可能な情報および試験物質を甲に返還するものとする。

第3条

乙が、本契約に違反した場合は、甲は乙に損害賠償を請求することができる。

第4条

本契約の有効期限は、本契約締結の日から5年間とする。ただし、甲・乙合意の上、延長できるものとする。

第5条

甲および乙は、本契約に定めない事項及び本契約の各条項に関する疑義について、誠意をもって協議して解決する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名・捺印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲：

茨城県つくば市千現1丁目17-1

乙： 株式会社 生体分子計測研究所
代表取締役 岡田 孝夫